

第 6 章

日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下この節において「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 推進地域

法第3条に基づき指定された青森県の推進地域は、次表のとおりである。

【平成18年4月3日内閣府告示第58号】

八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村、三戸郡五戸町、同郡南部町、同郡階上町

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市の地域に係る地震防災に関し、市の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第5節「市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じ、次のとおりとする。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
む	市	1 防災会議にすること。 2 防災に関する物資等の備蓄にすること。 3 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及びボランティア活動にすること。 4 災害時要援護者の安全確保にすること。 5 災害に関する予警報等情報の収集・伝達並びに被害状況の調査及び報告にすること。 6 水防活動及び消防活動にすること。 7 災害に関する広報にすること。 8 避難の勧告又は指示にすること。

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
む つ 市	市	9 災害救助法による救助及びそれに準ずる救助に関する事 10 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関する事 11 農林水産物等に対する応急措置の指示に関する事 12 建築物等の応急危険度判定に関する事 13 災害対策に関する他の市町村等との相互応援協力に関する事 14 その他災害対策に必要な措置に関する事
	教育委員会	1 防災教育に関する事 2 文教施設の保全に関する事 3 災害時における応急の教育に関する事 4 その他災害対策に必要な措置に関する事
消 防 機 関	下北地域広域行政事務組合 消防本部 むつ消防署 (川内消防分署) (脇野沢消防分署) 大畑消防署 大湊消防署 むつ市消防団	1 災害の予防、警戒及び防御に関する事 2 人命の救助及び救急活動に関する事 3 住民への情報伝達及び避難誘導に関する事 4 防火対象物の保安管理の指導、監督に関する事 5 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関する事
事 務 組 合	下北地域広域行政事務組合 (消防関係を除く。)	1 災害時における避難誘導設備、消火設備等の点検整備の実施に関する事 2 職員等に対する防災知識の普及及び避難訓練等に関する事 3 下北文化会館の来客の安全確保及び福祉施設の入居者の保護に関する事 4 事務組合の管理に係る施設の被害調査、応急対策及び市等への報告に関する事 5 災害時におけるし尿の処理対策に関する事
	一部事務組合下北医療センター	1 災害時における避難誘導設備、消火設備等の点検整備の実施に関する事 2 職員等に対する防災知識の普及及び避難訓練等に関する事 3 来院者等の安全確保及び入院者の保護に関する事 4 事務組合の管理に係る施設の被害調査、応急対策及び市等への報告に関する事

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
青 森 県	青 森 県 警 察 本 部 む つ 警 察 署	1 災害に関する予警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること。 2 災害時の警備に関すること。 3 災害広報に関すること。 4 被災者の救助及び救出に関すること。 5 災害時の死体の検視に関すること。 6 災害時の交通規制に関すること。 7 災害時の犯罪の予防及び取締りに関すること。 8 避難の勧告又は指示に関すること。 9 津波警報の市への伝達に関すること。 10 その他災害対策に必要な措置に関すること。
	下北地域県民局地域健康福祉部	1 災害救助に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること。 4 防疫に関すること。
	下北地域県民局地域整備部	1 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、海岸、急傾斜地、港湾、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 港湾施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。
	下北地域県民局地域農林水産部	1 農業、林業及び畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 3 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策、復旧の指導及び助言に関すること。 4 漁港施設・海岸施設・沿岸漁場整備開発施設等の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。
	下 北 教 育 事 務 所	1 文教関係の災害情報の収集に関すること。 2 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること。

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 行 政 機 関	下 北 森 林 管 理 署	1 森林、治山による災害防止に関する事。 2 山火事防止対策等に関する事。 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。
	東 北 農 政 局 （青森農政事務所）	災害時における主要食糧（米穀、乾パン）の需給に関する事。
	第二管区海上保安本部 （青森海上保安部）	1 海難救助、海上消防、避難の勧告又は指示及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関する事。 2 海上警備、海上における危険物の保安措置及び海上交通の確保に関する事。 3 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関する事。
	東 北 地 方 整 備 局 （青森港湾事務所）	1 港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集並びに災害対策の指導、協力に関する事。 2 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。
	東 北 地 方 整 備 局 （青森河川国道事務所）	1 直轄河川の水防警報の発表・伝達等水防に関する事。 2 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関する事。 3 その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関する事。
	青 森 地 方 気 象 台	気象、水象、地象の観測並びに予報・警報等の発表、伝達及び周知に関する事。
	東北運輸局青森海運支局	1 災害時における海上輸送に係る調査及び指導に関する事。 2 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令に関する事。
	東北運輸局青森陸運事務所	災害時における関係機関及び輸送機関との連絡調整に関する事。
	東 京 航 空 局 （三沢空港事務所） （青森空港出張所）	1 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関する事。 2 遭難航空機の捜索に関する事。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。 4 飛行場における事故の消火及び救助等に関する事。 5 飛行場周辺における事故に係る救助等の協力に関する事。 6 航空機事故による災害に係る自衛隊災害派遣要請に関する事。

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 行 政 機 関	東 北 総 合 通 信 局	災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。
	むつ労働基準監督署	1 事業所における労働災害防止に係る監督及び指導に関すること。 2 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること。 3 被災労働者に対する救助及び救急措置の協力並びに災害補償に関すること。
	むつ公共職業安定所	1 被災者に対する職業のあっせんに関すること。 2 災害時における労務供給に関すること。
自 衛 隊	陸上自衛隊 (第9師団司令部) (第4地对艦ミサイル連隊)	1 災害時における人命及び財産保護のための救援に関すること。 2 災害時における応急復旧の支援に関すること。
	海上自衛隊 (大湊地方総監部) (第二航空群司令部)	1 被害状況等の情報収集及び通報に関すること。 2 海難救助及び海上漂流者等の救援活動並びに応急復旧活動の支援等に関すること。 3 管制圏内における航空機の管制に関すること。
	航空自衛隊 (北部航空方面隊司令部)	1 災害時における人命及び財産保護のための救援に関すること。 2 災害時における応急復旧の支援に関すること。
指 定 公 共 機 関 及 び 指 定 地 方 公 共 機 関	東日本旅客鉄道株式会社大湊駅	1 応急資材の確保に関すること。 2 災害警備体制の確保に関すること。 3 列車運転の安全と輸送の確保に関すること。
	東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北青森支店	1 津波警報の市への伝達に関すること。 2 「非常通話」「非常電報」又は「非常電報」「緊急電報」の優先利用に関すること。 3 災害対策機器等による通信の確保に関すること。 4 電気通信設備の早期復旧に関すること。 5 災害時における特設公衆電話の設置に関すること。
	郵便事業株式会社むつ支店長	災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱に関すること。

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関 及 び 指 定 地 方 公 共 機 関	日本赤十字社青森県支部	災害時の医療救護に関すること。
	東北電力株式会社むつ営業所	1 災害時における電力供給の確保に関すること。 2 送配電施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。
	日本放送協会青森放送局 青森放送株式会社 株式会社青森テレビ 青森朝日放送株式会社	1 放送施設の確保に関すること。 2 地震・津波情報の周知徹底に関すること。 3 災害状況のニュース報道に関すること。 4 防災知識の普及に関すること。
	(独)日本原子力研究開発機構青森研究開発センター むつ事務所	原子力施設の防災に関すること。
	社団法人青森県エルピーガス協会下北支部	1 ガス施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること。
	社団法人青森県医師会 社団法人むつ下北医師会	災害時における医療救護に関すること。
	社団法人青森県トラック協会下北支部 下北交通株式会社 JRバス東北(株)大湊営業所 日本通運(株)むつ営業所	災害時における災害対策要員及び物資等の輸送の確保に関すること。
公 共 的 団 体 そ の 他	むつ商工会議所 川内町商工会 大畑町商工会 脇野沢商工会	1 災害時における物価安定についての協力等に関すること。 2 中小企業関係の被害調査に関すること。
	農林水産業関係協同組合 森林組合 土地改良区	1 農林水産業に係る被害調査に関すること。 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 3 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること。 4
	商工業関係団体	救助物資、復旧資材の確保等についての協力あっせんに関すること。

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
公 共 的 団 体 そ の 他 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	運 輸 業 関 係 団 体	災害時における輸送等の協力に関すること。
	建 設 業 関 係 団 体	災害時における応急復旧への協力に関すること。
	自主防災組織・青年団・女性団体・町内会等	1 災害時における被害状況の調査に係る協力に関すること。 2 災害応急対策に係る協力に関すること。
	放 送 機 関 株式会社エフエム青森 エフエムむつ株式会社	1 放送施設の確保に関すること。 2 地震・津波情報の周知徹底に関すること。 3 災害状況のニュース報道に関すること。 4 防災知識の普及に関すること。
	病 院 等 経 営 者	1 災害時における避難誘導設備、消火設備等の点検整備の実施に関すること。 2 従業員等に対する防災知識の普及及び避難訓練等の実施に関すること。 3 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 4 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること。
	社会福祉施設経営者	1 災害時における避難誘導設備、消火設備等の点検整備の実施に関すること。 2 従業員等に対する防災知識の普及及び避難訓練等の実施に関すること。 3 災害時における入居者の保護に関すること。
	金 融 機 関	被災事業者に対する資金の融資に関すること。
	学 校 法 人	1 防災教育に関すること 2 避難施設の整備、避難訓練等の実施に関すること。
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安に関すること。
	多数の者が出入りする事業所等 (デパート・工場等)	1 避難誘導、消火設備等の点検整備の実施に関すること。 2 従業員等に対する防災知識の普及及び避難訓練等の実施に関すること。

第2節 災害対策本部等の設置等

1 災害対策本部等の設置

市長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちにむつ市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、むつ市災害対策本部条例及びむつ市災害対策本部規則に定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

市及び防災関係機関が、災害応急対策に万全を期するための職員等の配備については、第2章第3節「動員計画」に定めるところに準じ、次のとおりとする。

また、職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

(1) 市職員の動員

地震・津波時の市職員の動員については、次のとおりとする。

ア 配備基準

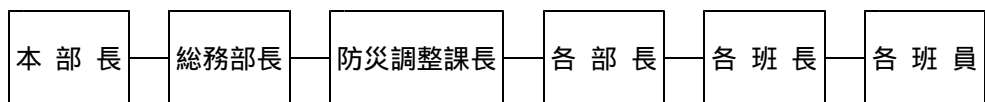
配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
〔警戒配備〕 災害対策本部等を設置するに至らないが予想される災害に直ちに対処する態勢	1 津波注意報・「津波」の津波警報が発令されたとき。 2 市内で震度4の地震を感じたとき。 3 市長が特にこの配備を指示したとき。	1 防災調整課は、地震・津波情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。 2 関係課は、各種情報収集に努め、防災調整課に報告するとともにそれぞれ警戒態勢を整える。	1 防災調整課、関係課及び関係出先機関の災害警戒対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、防災調整課、関係課及び関係出先機関の災害応急対策要員又は災害警戒対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
〔非常配備〕 全庁をあげて対処する態勢	1 市内で震度6弱、6強以上の地震を感じたとき。 2 市長が特にこの配備を指示したとき。	災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 全職員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、全職員が登庁して対処する。
	1 市内で震度5弱、5強の地震を感じたとき。 2 「大津波」の津波警報が発令されたとき。 3 市長が特にこの配備を指示したとき。	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 各課室及び各出先機関の災害応急対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、各課室及び各出先機関の災害応急対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。

- (注) 1 「関係課」、「関係出先機関」とは、市長が地震防災と特に関わりがあるものとして指定した課(室)又は出先機関をいう。
2 「災害応急対策要員」とは、各課室又は各出先機関の長が災害応急対策に当たることとして指名した職員をいう。
3 「災害警戒対策要員」とは、関係課又は関係出先機関の長が災害警戒対策に当たることとして指名した職員をいう。

イ 職員の動員方法

(ア) 職員の動員は、各部局が定める初動体制マニュアルに基づき、原則として、連絡を待たずに直ちに参集(以下「自主参集」という。)する。

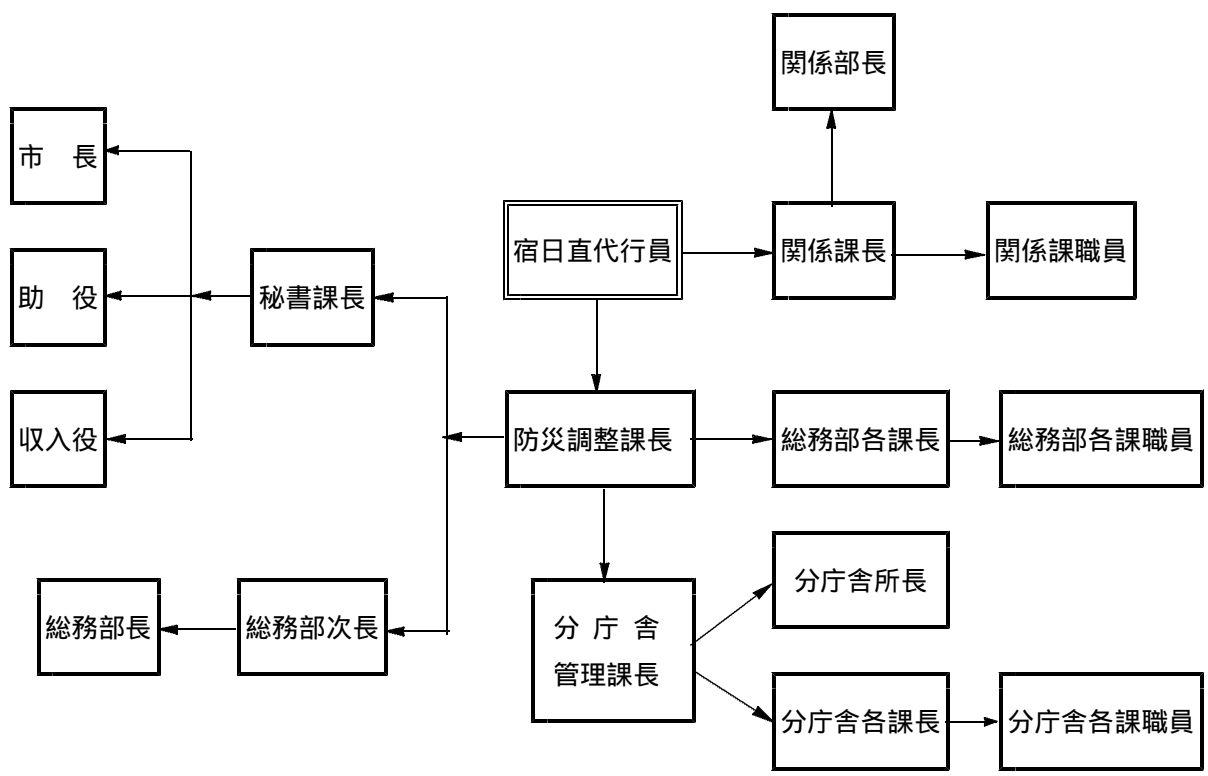
なお、連絡を要する場合は、次の連絡系統により行い、災害対策本部設置前においては、災害対策本部設置時に準じて行う。



- (イ) 自主参集した職員及び動員の指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。
- (ウ) 各部長は、部内各班の応急対策に必要な職員が部内各班における調整を行っても、なおかつ不足し、活動に支障があると判断したときは、総務課長（総務班長）に応援職員の配置を求めることができる。
- (I) 総務課長（総務班長）は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 宿日直代行員からの通報による非常連絡

勤務時間外における宿日直代行員からの非常連絡は、次の系統図により行う。



(3) 勤務時間外における職員の心得

- ア 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、初動体制マニュアルに基づき、速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事することに努めなければならない。
- イ 職員は、出勤途上知り得た被害状況又は災害情報を所属課長（班長）又は参集場所の指揮者に報告する。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集伝達における役割

情報の収集・伝達における役割は、第4章第1節「津波予報・地震情報等の伝達」に定めるところに準じ、次のとおりとする。

ア 津波予報・地震情報等の発表及び伝達

(ア) 津波予報の発表

仙台管区気象台は、青森県太平洋沿岸、陸奥湾並びに青森県日本海沿岸に係る津波予報を発表し、青森地方気象台は、これを伝達する。

なお、当市の津波予報区は「青森県太平洋沿岸」と「陸奥湾」である。

a 津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ

予報の種類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上 8m 6m 4m 3m
	津波	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	2m 1m
津波注意報	津波注意	高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

(注) 1 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。

2 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。

3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

b 各予報区に該当する本県の市町村

青森県太平洋沿岸……大間崎北端以東の太平洋沿岸

大間町、風間浦村、むつ市、東通村、六ヶ所村、三沢市、おいらせ町、八戸市、階上町

陸奥湾及び青森県日本海沿岸……記載省略

(イ) 地震・津波に関する情報の発表

気象庁本庁及び仙台管区気象台又は青森地方気象台は、次により地震及び津波に関する情報を発表する。

a 地震情報・津波情報の種類

地震情報	(a) 震度速報 震度3以上を観測した地域の最大震度とその地域名を発表 (b) 震源に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、「津波の被害なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して発表 (c) 震源・震度に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、震度3以上の地域名などを発表 (d) 各地の震度に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、震度1以上の地点名などを発表 (e) 地震回数に関する情報 地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表
津波情報	(a) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 津波予報区ごとの津波の第一波が到達する予想時刻及び予想される津波の高さ (b) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 津波予報区（青森県太平洋沿岸、陸奥湾）ごとの津波の第一波が到達する予想時刻並びに地点（むつ市関根浜・八戸市・むつ市大湊・・・他の予報区については記載省略）ごとの満潮時刻及び津波の第一波が到達する予想時刻 (c) 津波観測に関する情報 津波の第一波が観測した時刻及びその高さ並びに津波の高さの最大及びその観測時刻（むつ市関根浜・八戸市・むつ市大湊） (d) 津波予報解除に関する情報

b 情報の発表基準

気象庁本庁及び仙台管区気象台又は青森地方気象台は、次の場合に発表する。

- (a) 津波予報が発表されたとき。
- (b) 県内で震度3以上を観測したとき。
- (c) それ以下でも必要と認めた場合。

c 緊急の場合の措置

青森地方気象台は、上級官署の情報連絡を適時に受けることができない場合で、緊急やむを得ないときは、同気象台及び県内の各測候所の地震観測の成果、収集した資料及び状況その他に基づいて独自に地震情報又は津波情報を発表する。

d 情報に用いる地域名称

	地域名称	地域に含まれる市町村
青 森 県	青森県三八上北	八戸市、三沢市、十和田市、上北郡、三戸郡
	青森県下北	むつ市、下北郡

津軽北部及び津軽南部については記載省略

e 情報の内容

- (a) 地震の概況（発震時分、有感地域、震央の位置、震源の高さ、気象庁本庁の決定した地震の規模、各地の規模、各地の震度、その他の観測成果等）
 - (b) 津波予報の解説
 - (c) 津波の概況
 - (d) 上記のほか地震及び津波の資料に基づき必要と認められた事項
- (ウ) 津波予報・地震情報等の伝達
- a 津波予報・地震情報等の伝達方法
 - (a) 関係機関から通報される津波予報・地震情報等は、勤務時間内は防災調整課長が、勤務時間外は宿日直代行員が受領する。
 - (b) 宿日直代行員が受領した場合は、直ちに防災調整課長及び関係課長に伝達する。
 - (c) 津波予報・地震情報等を受領した防災調整課長は、関係課長に伝達するとともに、必要に応じて関係機関及び一般住民に通報する。
 - (d) 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。
 - b 震度4以上程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは次の措置を行う
 - (a) 青森地方気象台から発表される津波予報を受信し、必要な体制を整えるとともに、海岸から離れた高台等の安全地域からの目視、監視カメラ等の機器等を用いて海面の状態を監視する。
 - (b) 津波注意報・警報の伝達は、テレビ、ラジオ放送による方が早い場合が多いので、地震発生後は放送を聴取する。
 - (c) 市長の判断で、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、防災行政用無線（同報無線）、広報車等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。
 - (d) 異常な気象を知ったときは、県、県警察及び関係機関に通報するとともに、上記(a)、(b)及び(c)に準じた措置を行う。

伝達責任者	伝達先	伝達方法		伝達内容
		勤務時間内	勤務時間外	
防災調整課長	関係課	庁内放送 電話 文書	宿日直代行員が防災調整課及び関係課へ電話	津波注意報・警報 (地震情報等)
水産課長	水産関係団体	電話	電話	津波注意報・警報

(I) 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

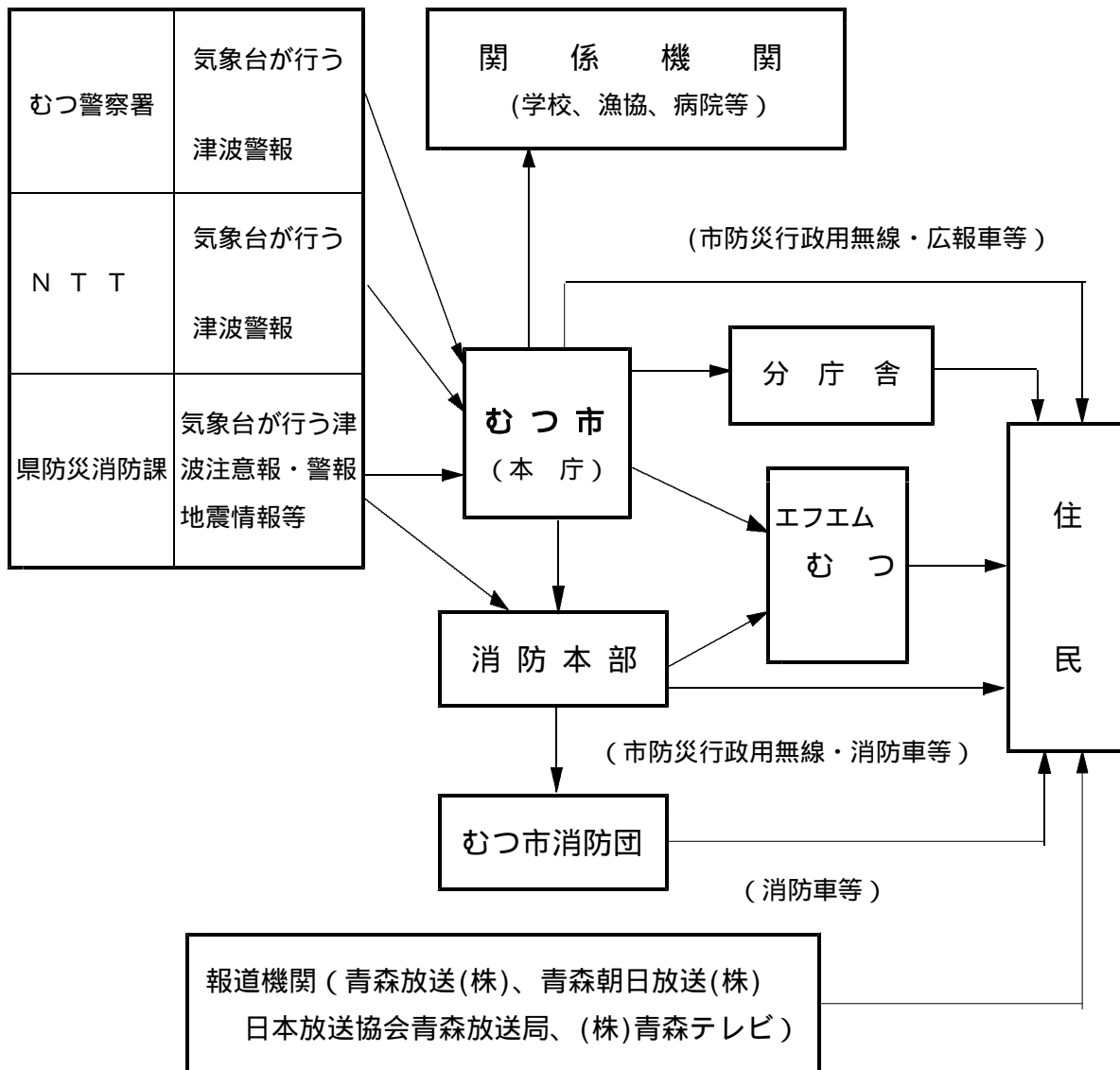
通報責任者	周知先	周知方法	通 報 内 容
広報広聴課長	住 民	市防災行政用無線 市広報車 エフエムむつ	津波注意報・警報（地震情報等）
消 防 本 部 通信指令課長	住 民	市防災行政用無線	津波注意報・警報（地震情報等）

市防災行政用無線による市民への通報については、勤務時間内は広報広聴課長が、勤務時間外において市が放送実施可能になるまでの間は消防本部通信指令課長が実施する。

また、エフエムむつによる地震・津波情報に係る放送については、勤務時間内は広報広聴課長が放送を依頼し、勤務時間外は消防本部通信指令課長が放送を依頼する。

(オ) 津波予報・地震情報等の伝達系統

津波予報・地震情報等の伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



(2) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達

迅速な初動活動の実施のため、震度情報ネットワークシステムにより震度3以上を感知した場合は、勤務時間内は防災調整課長が、勤務時間外は宿日直代行員等が上記(1)に準じて伝達する。

(3) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、市長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報する。

イ 消防職員、警察官又は海上保安官の通報

通報を受けた消防職員、警察官又は海上保安官は、直ちに市長に通報するとともに、それぞれ消防本部、警察署又は海上保安部に通報する。

ウ 市長の通報

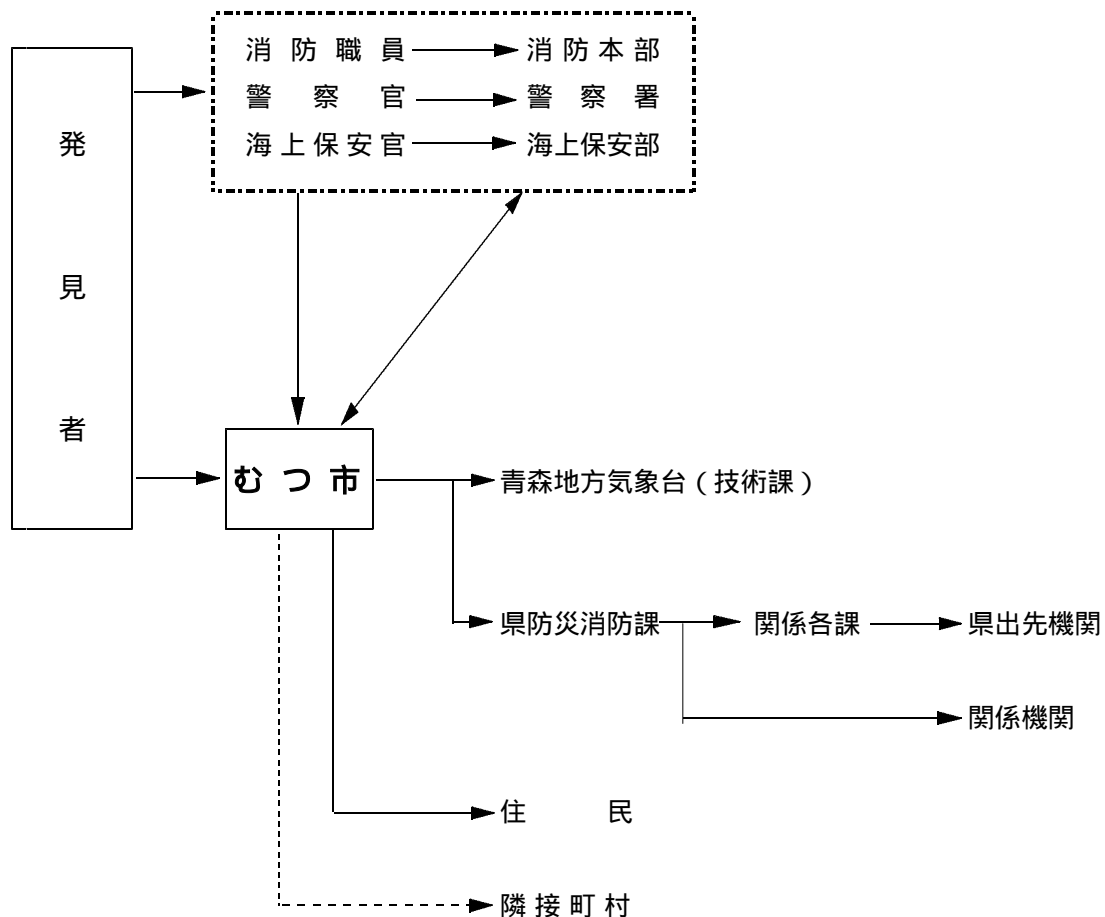
通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接町村に通報する。

(ア) 青森地方気象台（技術課）

(イ) 県（防災消防課）

【通報系統図】



(4) 被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報の収集・伝達については、第4章第2節「情報収集及び被害等報告」及び同章第3節「通信連絡」に定めるところに準ずる。

(5) 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等について、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検及び巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

(6) 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検及び応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。

(7) 救助・救出・消火・医療活動

ア 救助・救出

第4章第8節「救出」に定めるところに準ずる。

イ 消火

第4章第6節「消防」に定めるところに準ずる。

ウ 医療活動

第4章第15節「医療、助産及び保健」に定めるところに準ずる。

(8) 物資調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、他の市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

(9) 輸送活動

第4章第17節「輸送対策」に定めるところに準ずる。

(10) 保健衛生・防疫活動

第4章第15節「医療、助産及び保健」及び同章第20節「防疫」に定めるところに準ずるほか、災害時の広域医療活動に必要な資機材の確保、トリアージ等の災害時に必要な技能を有する専門家の育成等を進める。

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

- ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- イ 市は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配備

市は、職員の配備状況を把握し、県へ報告し、必要に応じて、県へ人員派遣等の要請を行うことができる。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、むつ市地域防災計画地震編に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請

(1) 市が、災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は、次のとおりである。

- ア 大湊飛行場周辺において航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整体制の整備に関する協定
- イ 水道災害相互応援協定
- ウ 消防相互応援協定書（北部上北広域事務組合）
- エ 消防相互応援協定書（下北郡各市町村、横浜町、六ヶ所村の消防団相互応援協定）
- オ 青森県消防相互応援協定書（青森県内市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合）
- カ 青森県広域航空消防応援協定（青森県内市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合）
- キ 大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定
- ク 全国伝統地名（旧国名）市町村連絡会議加盟市町災害時相互支援に関する協定書
- ケ 災害時におけるむつ市内郵便局とむつ市間の協力に関する覚書
- コ 災害時における応急復旧活動の協力に関する協定書（共同組合むつ管工事協会）

(2) 市は、必要があるときは、上記(1)に掲げる応援協定等に従い応援を要請するものとする。

(3) 市は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

なお、災害派遣を要請する予定の事項は、次のとおりである。

- (ア) 被害状況の把握
- (イ) 避難の援助
- (ウ) 遭難者等の捜索活動
- (エ) 水防活動
- (オ) 消防活動
- (カ) 道路又は水路の啓開、除去

- (キ) 応急医療、救護及び防疫
 - (ク) 人員及び物資の緊急輸送
 - (ケ) 炊飯及び給水
 - (コ) 救援物資の無償貸付、譲与
 - (サ) 危険物の保安及び除去
 - (シ) その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置
- (4) 市は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防機関及び警察機関と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努める。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

1 津波からの防護のための施設の整備等

津波による被害の想定を踏まえ、堤防や防波堤等の津波防護機能を有する施設の早急な整備・点検を行い、整備が不足している地域や老朽化が進み耐震性・耐浪性の観点から補強・更新が必要な施設においては、津波防護機能を有する施設の新設や既存施設の耐震化、嵩上げ、更新、防潮林の整備等を計画的に実施する。

また、閉門作業の自動化や遠隔操作が可能な水門等の整備を進めるとともに、冬期の積雪等の影響下においても確実に作動する水門等の整備に努める。

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

(2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定める。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針及び計画

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化及び補強等必要な施設整備等の方針並びに計画

ウ 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

エ 漂流物による二次災害の防止のための方針及び計画

オ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画

カ 市防災行政用無線等の整備の方針及び計画

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、第4章第1節の3の(1)に準ずるものとし、光ネットワーク等を活用した映像等による災害情報の伝達・収集システムの構築、バイクの活用、ヘリコプター衛星通信等の実用化を検討し、可能なものから実施する。

(1) 迅速かつ的確な津波避難警報等の提供

ア 提供された津波警報等を当該地域の居住者及び一時滞在者等、全員にもれなく伝達するため、市防災行政用無線（同報系及び移動系）の整備・拡充及びデジタル化の促進、高度化等による津波警報等の確実な伝達を図る。

イ 生活の中での様々な場面で津波警報等が得られるように、テレビ、ラジオ、携帯電話、FAX等の多様な情報提供環境の整備を進める。

ウ 携帯電話、路側放送、道路情報板等、走行中の車両や運航中の列車、船舶等へも津波警報等を迅速に提供する仕組みの導入を図る。

エ 外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも津波警報等が的確に伝わるように、外国語での音声放送や文字放送等の情報提供方法の充実を図る。

オ 対応マニュアルの整備・訓練の実施により、対応の能力の向上を図る。

(2) 沿岸地域の孤立への対応

発災時における地域内の集落の把握に努め、津波により孤立する可能性がある集落等において、衛星携帯電話、市防災行政用無線、地域防災無線、簡易無線機等被災時に外部との通信確保に向けた備えの強化を図るほか、これらの設備が停電により使用できなくなることも想定して、通信設備用の非常用電源の確保に努める。

3 避難対策等

(1) 地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区は、次表のとおりである。

なお、市は、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として老人、子ども、病人、障害者等災害時要援護者の保護のため、必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

また、市は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

地		区
1	字湊村	市道中島6号線との交差点以西の県道大畑港線、市道中島6号線、市道中島1号線及び一般国道279号との交差点から市道中島1号線との交差点間の市道伊勢堂1号線以北の区域に限る。
2	字中島	市道中島6号線及び市道中島1号線以東の区域に限る。
3	字伊勢堂	市道中島1号線及び一般国道279号との交差点から市道中島1号線との交差点間の市道伊勢堂1号線以北の区域に限る。
4	字上野	一般国道279号以東の区域に限る。
5	字水木沢	一般国道279号以東の区域に限る。
6	字平	市道谷地道線との交差点以西の一般国道279号、一般国道279号との交差点から一般国道279号大畑・正津川バイパスとの交差点間の市道谷地道線、市道谷地道線との交差点から正津川との交差点間の一般国道279号大畑・正津川バイパス及び一般国道279号大畑・正津川バイパスとの交差点から一般国道279号との交差点間の正津川以東の区域に限る。
7	字戦敷	一般国道279号との交差点から一般国道279号大畑・正津川バイパスとの交差点間の市道谷地道線及び市道谷地道線との交差点から正津川との交差点間の一般国道279号大畑・正津川バイパス以東の区域に限る。
8	字中道	一般国道279号大畑・正津川バイパス以東の区域に限る。
9	字正津川	一般国道279号との交差点から一般国道279号大畑・正津川バイパスとの交差点間の市道谷地道線、市道谷地道線との交差点から正津川との交差点間の一般国道279号大畑・正津川バイパス、一般国道279号大畑・正津川バイパスとの交差点から一般国道279号との交差点間の正津川及び正津川との交差点以東の一般国道279号以東の区域に限る。
10	字前浜	
11	字烏沢	一般国道279号大畑・正津川バイパス以北の区域に限る。
12	字安畑	一般国道279号大畑・正津川バイパス以北の区域に限る。
13	字川代	一般国道279号大畑・正津川バイパス以北の区域に限る。
14	字川代川目	一般国道279号大畑・正津川バイパス以北の区域に限る。
15	字出戸川目	一般国道279号大畑・正津川バイパス及び一般国道279号大畑・正津川バイパス東側との交差点以南の一般国道279号以東の区域に限る。
16	字水川目	県道266号線以北の区域に限る。

(2) 市は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図る。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）

- エ 避難場所に至る経路
 - オ 避難の勧告又は指示の伝達方法
 - カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
 - キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- (3) 市は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。
- 特に、冬期の暖房等の避難生活環境の確保のために、暖房器具等の適切な配備に努める。
- (4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。
- (5) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。
- ア 市は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。
 - イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難の勧告又は指示が行われたときは、上記アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団若しくは自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の助を行う。
 - ウ 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。
- (6) 市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、観光客、出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。
- (7) 市は、避難路の除雪、防雪及び凍雪害防止のため必要な措置を講ずる。
- (8) 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意する。
- ア 市が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。
 - (ア) 収容施設への収容
 - (イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - (ウ) その他必要な措置
 - イ 市は、上記アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
 - (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
 - (イ) 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - (ウ) その他必要な措置
- (9) 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施する。
- また、地震の揺れのわりに大きな津波を発生させる「津波地震」についても知識の徹底を図る。
- (10) 地域特性に応じた避難ルールの検討事項
- ア 津波避難においては、渋滞や交通事故の発生が懸念されることから、原則として徒歩によるものとするが、津波到達時間に比較的余裕のある場合等自動車等による避難の可能性について検討する。
 - イ 在宅中の災害時要援護者の安全確保等、災害時要援護者の避難ルールについて検討する。
 - ウ 船舶に係る避難ルールについての検討
 - (ア) 沖合で航行・操業中に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い

安全水域（沖）へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では陸上への避難を検討すること。

- (イ) 沖へ退避した船舶は、津波警報、津波注意報が解除されるまで岸や港へ近づかないこと。
- (ウ) 港内で作業中（係留中）に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸上の避難地へ避難すること。

エ 海水浴客、釣り客等の一時滞在者避難対策についての検討

- (ア) 津波注意、津波避難地及び津波避難ビルを示す標識（避難サインボード）の海岸付近での設置、一時滞在者へのパンフレットの配布等による適切な情報の周知を図ること。
- (イ) 海水浴場での避難路、避難地の整備・確保、避難訓練の実施等、避難環境を整備及び誘導体制の強化を図ること。
- (ウ) 釣り客については、市防災行政用無線の音声が届かない等により、津波警報等の情報が伝達されないおそれがあることから、ラジオの携帯を呼びかけること。

4 消防機関等の活動

- (1) 市は、消防機関及び水防団（消防団）が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。
 - ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - イ 津波からの避難誘導
 - ウ 土のう等による応急浸水対策
 - エ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - オ 救助・救急等
 - カ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出及び活動拠点の確保
- (2) 上記(1)に掲げる措置を実施するため、必要な動員、配備及び活動計画は、下北地域広域行政事務組合消防計画に定めるところによる。

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

各防災関係機関は、積雪寒冷地であることに配慮した津波からの防護及び円滑な避難の確保のために実施すべき事項について、その対策を明示する。

(1) 水道

水道事業者及び水道用水供給事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について定める。

(2) 電気

東北電力株式会社むつ営業所は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の迅速確実な伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずる。

ア 二次災害の予防措置

(ア) 災害の拡大防止

移動無線、保安電話等による連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により災害の拡大防止を図る。

(イ) 危険予防

災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察、消防機関等から要請があった場合には、

送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

イ 広報

津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報を実施する。

また、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域への周知を図る。

(ア) 停電に関する広報

停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

(1) 公衆事故感電防止に関する広報

公衆事故感電を防止するため、特に次の事項について広報を行う。

- a 無断昇柱及び無断工事をしないこと。
- b 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力株式会社むつ営業所に通報すること。
- c 断線垂下している電線に絶対さわらないこと。
- d 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木を伐採するときは、速やかに東北電力株式会社むつ営業所に連絡すること。

(3) ガス

社団法人青森県エルピーガス協会下北支部は、第4章第26節の2の(2)に準ずるほか、特に次の措置を講ずる。

ア ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

イ 災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある場合は、需要者及び住民に対し、広報車等により災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 通信

指定公共機関東日本電信電話株式会社青森支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及びエヌ・ティ・ティ・ドコモ東北は、第4章第26節の2の(5)に準ずるほか、特に次の措置を講ずる。

ア 津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保(非常用電源を含む。)に万全を期する。

イ 地震発生後に通信が輻輳した場合の対策等の措置を講ずる。

(5) 放送

日本放送協会青森放送局、青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社は、第4章第26節の2の(6)に準ずるほか、特に次の措置を講ずる。

ア 放送は、居住者及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、大きな揺れを感じたときは、津波に対する避難が必要な地域の居住者及び観光客等に対して、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

イ 市は、県及び町村その他の防災関係機関と協力し、観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。

ウ 発災後も円滑な放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的内容を定めておく。

6 交通対策

(1) 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制及び避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

また、道路管理者は、避難所へのアクセス道路等に係る除雪体制を優先的に確保する等、除雪、防雪及び凍雪害防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 海上

青森海上保安本部（海上保安監部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置及び漂流物発生対策等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講ずる。

(3) 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社大湊駅は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、又は津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置を講ずる。

また、漂流物発生対策等の措置については、具体的な実施要領を定め、必要な措置を講ずる。

(4) 乗客等の避難誘導

船舶、列車等の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

また、計画の作成に当たっては、避難路の凍結等によって避難が困難になることを踏まえ、冬期においても津波からの円滑な避難が確保できるよう配慮する。

7 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、公民館、学校、一部事務組合下北医療センターが管理する病院等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

a 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。

b 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示する。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒又は落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検及び整備

(キ) 非常用発電装置の整備、市防災行政用無線、テレビ・ラジオ・コンピュータ等情報を入手するた

めの機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (イ) 学校、高等技術専門校、職業訓練校等にあつては、当該学校等が本市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - a 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば養護学校、盲学校、ろう学校等）、これらの者に対する保護の措置
- (ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、上記(1)に掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講ずる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を講ずるよう協力要請する。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難場所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、

(1)のア又はイの掲げる措置を講ずるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入及び配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

各施設等の整備については、次の各施設ごとに掲げる事項に留意しながら計画的な整備に努めるものとする。

なお、施設等の整備はおおむね5か年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

1 建築物等の耐震化

(1) 建築物の耐震化の推進

住宅やオフィス等の耐震化を進めるために、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なハザードマップを作成・公表し、耐震化の必要性について広く周知を図るほか、緊急輸送道路沿いの住宅・建築物に対する補助制度や税制優遇措置の活用促進により、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する。

(2) 耐震化を進めるための環境整備

住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化や分かりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図る。

また、木造住宅密集市街地等の住宅や多数の者が利用する建築物に対する耐震改修の指示等、耐震化促進のための制度の確実な運用を進める。

(3) 公共施設等の耐震化

市及び関係事業者は、庁舎、学校、病院、図書館、公民館等様々な応急対策活動や避難所と成り得る公共施設の耐震化については、数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。

2 避難地、避難路の整備

想定された津波到達時間や浸水域に基づき、避難地及び避難路の認識可能となる程度に詳細なハザードマップを作成・公表するとともに、避難地の計画的整備又は耐震性、耐浪性及び浸水深を考慮し、建築物を避難地に指定するいわゆる津波避難ビルの活用若しくは平地が広範な沿岸部における人工高台の整備等により各地域における避難地を早急に確保する。

また、避難地及び避難路の確保に当たっては、背後地が急峻であるなど地形的に避難が困難な地域や高齢化の進んだ避難困難者の多い地域等への優先的な指定・整備にも配慮する。その際、土砂災害危険箇所の防災対策との連携に配慮した避難路整備を図る。

なお、冬期においては、避難路の積雪や凍結によって避難が困難となることが予想されるため、避難路の除雪、防雪、凍結防止対策等を図る。

3 津波対策施設

市は、堤防や防波堤等により、津波・高潮等から背後の人命や財産を防護するため、施設の整備に努める。

4 消防用施設の整備等

市は、消防用施設及び消防用資機材の整備に努める。

5 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

市は、緊急輸送道路等の整備に努める。

6 通信施設の整備

市その他防災関係機関は第3節の1及び第4節の2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災
応急対策を実施するため必要な通信施設を第3章第1節の3に準じて整備する。

なお、通信施設の整備計画は、次のとおりとする。

- (1) 市防災行政用無線
- (2) その他の防災機関等の無線

7 その他の事業

- (1) 市の事業
- (2) 特定事業所の事業

第6節 防災訓練計画

防災訓練計画については、第3章第5節「防災訓練」に準じて、地震、津波災害発生時等における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、計画的及び継続的な防災訓練を実施するものとし、特に次の事項に配慮したものとする。

1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知並びに関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した防災訓練を実施する。

特に避難行動に支障を来すと考えられる冬期の実施にも配慮する。

2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。

3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。

4 市は、県、防災関係機関及び自主防災組織等と連携して行う総合防災訓練を実施するほか、津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行えるよう、次に掲げる訓練を行う。

(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練

(2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

(3) 津波警報等の情報収集及び伝達訓練

(4) 災害の発生状況、避難勧告・指示・自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

5 市は、自主防災組織等の参加を得て行う訓練の場合は、県に対し必要に応じて助言と指導を求める。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育及び広報

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は、おおむね次の事項とする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
 - 次に掲げる津波に関する正しい知識や取るべき行動の周知徹底を図る。
 - ア 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと。
 - イ 津波は必ず引きで始まるものではないこと。
 - ウ 津波の第一波が必ずしも最大のものではないこと。
 - エ 大きな津波は数時間継続すること。
 - オ 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が来襲する可能性があること。
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育及び広報

市は、関係機関と協力して、住民等の津波避難意識の向上のため、津波ハザードマップの整備等により津波避難計画の作成を進めるとともに、その作成に当たっては、住民参加により避難路、避難地の検討により地域で有効に利用されるものとなるよう配慮するなどし、津波防災教育の充実に努める。

また、パンフレットやチラシの配布、ホームページの活用、津波注意、津波避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置する等、現地の地理に不案内な観光客等にも配慮した広報に努める。

防災教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育及び広報を行う。

なお、その内容は、おおむね次の事項とする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
 - 次に掲げる津波に関する正しい知識や取るべき行動の周知徹底を図る。
 - ア 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと。
 - イ 津波は必ず引きで始まるものではないこと。
 - ウ 津波の第一波が必ずしも最大のものではないこと。
 - エ 大きな津波は数時間継続すること。
 - オ 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が来襲する可能性があること。
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車

運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童、生徒等に対する教育及び広報

学校等における防災教育は、第3章第15節「文教対策」に準じ、安全教育の一環として学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通して行うものとし、特に次のことに配慮した実践的な教育及び広報を行う。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波発生メカニズムと高潮との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 保護者、地域住民と共にハザードマップ等の作成に取り組み、地域の様子を把握すること

4 防災上重要な施設管理者に対する教育及び広報

市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮し、防災上重要な施設の管理者は、研修の参加に努める。

5 自動車運転者に対する教育及び広報

県公安委員会等は、自動車運転免許更新時や講習等の機会を通じ、地震発生時において自動車運転者が措置すべき事項についての教育及び広報を行う。

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。
- (2) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (3) やむを得ず道路上に車を置いて避難する場合は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままにし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

6 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。